

## 八王子市国民保護計画素案に関する市民からのご意見等と市の考え方

## 1 意見募集期間

平成18年9月1日から平成18年10月2日

## 2 意見総数

人数	件数	提出方法
19人・団体	39件	郵送、メール、ファックス、説明会での発言

## 3 寄せられたご意見等と市の考え方

種別	ご意見等（概要）	市の考え方
国民保護法制について	<p>国民保護法・制度自体に疑問があり、計画の作成に反対です。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法9条違反</li> <li>・国民の自由や権利などを制約</li> <li>・平時の有事化が目的</li> <li>・監視社会を生むもの</li> <li>・米軍・自衛隊を優先させるもの</li> <li>・政府は本土侵攻はないと発言</li> </ul>	<p>平成16年9月に国民保護法が施行されました。この法律は、武力攻撃やテロ等の事態から国民の生命・身体・財産を保護することを目的として、国、都道府県、区市町村などの責務や役割分担を明確にするとともに、国民保護計画の作成などを義務付けています。</p> <p>市は、こうしたことを受け、武力攻撃やテロが発生した場合に避難や救援などを迅速・的確に実施し、皆さんの生命・財産を保護するために、計画を作成します。</p> <p>また、東京都は、平成18年3月に「東京都国民保護計画」を策定しています。</p>
	<p>なぜ、計画が必要なのでしょう。また、東京都も計画を作っているのでしょうか。</p>	
	<p>計画を作成するのであれば、武力攻撃やテロの可能性・危険性について明らかにし、計画が必要であることを示してほしい。</p>	<p>武力攻撃やテロの可能性等については、市で一概に言えるものではありませんが、万一の事態に、避難や救援などの措置を迅速・的確に行うためには、国民保護計画は必要と考えています。</p>
	<p>計画に具体性が感じられず、実感がわきません。</p>	<p>本計画は、基本的な指針となるもので、策定後には、避難実施要領のパターンや各部のマニュアルの整備などを行っていくこととしています。</p>

	<p>計画を作るのではなく、平和政策を推進していくことが重要ではないのでしょうか。</p>	<p>平和政策の推進は重要であり今後も継続していきますが、それと同時に、万一の備えとして国民保護計画を作成することも必要と考えています。</p>
	<p>今こそ、「非核平和都市宣言」を実効あるものにするため、市民とともに努力すべき時です。</p>	
<p>基本的人権等について</p>	<p>計画の中で、人権の尊重や平和施策の推進に関する項目を充実させるなど、八王子の独自性をもっと出して欲しい。</p>	<p>人権の尊重については、計画の中で基本方針として明記しておりますが、ご指摘の点を含めて、市の関係所管及び計画内容などを審議する国民保護協議会の意見等を踏まえながら検討していきます。</p>
	<p>基本的人権が無視されるようなことは無いのでしょうか。</p>	<p>基本的人権の尊重については、国民保護法に明記されており、計画素案でも国民保護措置に関する基本方針として掲げています。 国民保護措置の実施に当たっては基本的人権を尊重し、避難施設のための土地等の使用や医療の要請など、制限を加えるときでも必要最小限とし、公正・適正な手続きのもとに行うこととしています。</p>
	<p>国民保護措置に関して、住民が従わない場合などの罰則はあるのでしょうか。</p>	<p>避難の指示に従わないことや協力要請に応じないことなどに対する罰則はなく、あくまで説得や要請に努めることとされています。 ただし、救援物資の保管命令や警戒区域の設定に伴う命令などについては、その緊急性や重要性から罰則が課される場合があります。</p>
	<p>市内に在住する外国人など、少数者の保護にも配慮してください。</p>	<p>外国人の保護や高齢者・障害者等の配慮については、計画の中で基本方針として明記しており、関係所管と連携すると共に、地域の方々の理解と協力をいただきながら取り組んでいきたいと考えています。</p>

地域防災計画との関係について	<p>これまでの「防災計画」で対応はできないのでしょうか。</p>	<p>国民保護と自然災害とでは、国や地方自治体の責任・役割などが異なるほか、市域・都域を越えた避難や化学兵器・生物兵器を用いた攻撃に伴う災害への対処など、自然災害では想定されない内容も多いため、地域防災計画とは別に作成するものです。</p> <p>しかし、避難、救援などについては共通する部分もあることから、「地域防災計画」などの既存の仕組みを最大限活用することとしています。</p>
	<p>国民保護は、国からの指示が基本で突然の場合は対応できません。都は既存の仕組みを活用していますが、それならば、国民保護法や計画は必要ないと思います。</p>	
	<p>地震や風水害への備えをしっかりとし、それを活かすことで、連動・連携できるような取組みを願います。</p>	
	<p>国民保護により、自主防災組織の結成が義務化されるようなことはあるのでしょうか。</p>	<p>市は現在、自然災害に備えて市内のすべての地区で自主防災組織を結成していただこうと、力を入れて取り組んでいます。</p> <p>国民保護においても、自主防災組織の方々による協力を期待していますが、そのために結成を義務化するようなことはありません。</p>
	<p>国民保護の訓練などはずっとやっていくのでしょうか。</p>	<p>防災訓練との連携等を図りながら、避難のパターンなどを考えて実施していきたいと考えています。</p>
侵害排除との関係について	<p>自衛隊の侵害排除と避難の関係を市はどう認識しているのですか。</p>	<p>住民の避難と米軍や自衛隊の行動の関係については、武力攻撃等が発生した場合に、その状況に応じて使用する道路の調整などを図ることとなっています。</p> <p>市としては、住民の避難や救援を第一に調整を図っていく考えです。</p>
	<p>計画素案に自衛隊と緊密な意思疎通を図るとありますが、住民避難よりも、米軍や自衛隊の行動が優先されるのが明らかです。</p>	

その他	<p>国民保護協議会には、防災会議委員に加えて弁護士と自衛隊員が入っているのはなぜですか。</p>	<p>国民保護協議会は、意見を伺う諮問機関であり、これには関係機関の専門的見地などを幅広く求める必要があると考えたことから、自衛隊を含め国民保護法に掲げられた各機関に委員をお願いしたものです。</p> <p>また、弁護士は、上記の趣旨及び国民保護法で基本的人権の尊重を重視していることを踏まえ、委員をお願いしました。</p>
	<p>「八王子市国民保護協議会委員」名簿に、自衛隊の方が入っていますが地方自治への軍事介入を強めるもので容認できません。</p>	
	<p>市は、核燃料物質等の陸上輸送に関して、市内を通過する場合の情報を把握しているのでしょうか。</p>	<p>把握していません。これらは、都公安委員会に届けることとなっており、市で情報を把握するための規定や手段が無いのが現状ですが、事故があった場合には「地域防災計画」、テロ等による場合は「国民保護計画」により迅速に関係機関と連絡を取って対応します。</p>